

令和4年 八潮市農業委員会9月総会 議事録

1 開催日 令和4年9月26日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

9番 飯山 敏行

4番 渋谷 稔

10番 新井 孝美

5番 荻野 恭子

12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹

15番 松田 淳一

5 欠席委員 1名

11番 臼倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第 2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第 4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件

報告第 5号 農地法第6条による農業生産法人の要件確認について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会9月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名になります。よって、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は14名出席での開催とさせていただきますが、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、臼倉正浩委員は所用がありましてお休みということで、事前にご連絡いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルスの感染に関しては9月に入って徐々に減ってきて、今5,000人から、何千人という状況でございますが、このまま減っていってくれるといいと思います。

それから、こここのところで台風14号、15号と続けて発生しまして、関東でもかなりの大雨の被害がございました。この辺も大雨でしたけれども、ハウスとか風による被害はなかったと聞いております。その後天気も回復してきました。

八條地区になりますが、毎年小学生に田植えと稲刈りの体験をしていただく事業がおこなわれていまして、今年で4年目くらいなんでしょうけれども、今まで秋の稲刈りは雨でできなかったんですが、今年17日、土曜日になります。今年初めて父兄同伴の小学生たちが稲刈りをやっておりました。全部で45世帯、135名の参加で大変にぎやかにやっていたようです。私もちょっと遠くから見させてもらいましたけれども、わいわいやっておりました。

それでは、本日も最後までご協力よろしくお願いいたします。

○事務局長 会長、ありがとうございました。

それでは、傍聴ですが、本日は傍聴者がおりませんので、報告申し上げます。

ここで皆様方に資料について確認させていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが手を挙げてお知らせをお願いします。

- | | |
|---------------------------|--------|
| ①八潮市農業委員会 9月総会次第 | A 4 横 |
| ②令和4年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領 | (資料-1) |
| ③パトロール報告書+担当地区地図 (資料番号なし) | |
| ④新・農業人フェアの開催チラシの送付について | (資料-2) |
| ⑤令和4年秋の農作業安全確認運動の実施について | (資料-3) |
| ⑥青色申告+インボイス制度説明会のチラシ | (資料-4) |

こちらは、一言簡単に説明いたしますと、令和5年10月1日からインボイス制度が始まることを受けまして、農業共済組合より、青色申告と収入保険のことを合わせた説明会の開催の案内がございましたので、皆様にお配りいたしました。説明会場のうち最寄りの春日部地方庁舎はあいにく農業委員会の開催日と重なっておりますが、そのほかの会場でご覧の日程で説明会が予定されておりますので、ご都合のつく方はご参加いただければと思います。

⑦令和5年度県農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について (資料-5)

⑧令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会動画ウェブ配信について (通知)

(資料-6)

⑨かすかべのうりんナビ (資料番号なし)

⑩野菜泥棒警告看板 (写) (資料番号なし)

そのほかにも、手提げバッグの中に、農業経営及び農地利用状況調査に関する調査票の未回収分の封筒、クリップボードと赤ペン、腕章が入っておりますのでご確認ください。

手提げバッグとは別に、ペーパーで、農業委員会活動記録簿 (9月から10月分) を加えてお配りしております。

以上、手提げバッグの中身をのぞきますと10点になりますが、ご確認できましたでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○事務局長 ありがとうございます。それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、大塚会長のほうで進行をよろしく申し上げます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、5番、荻野恭子委員、10番、新井孝美委員をお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長をお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第28号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇〇、(代取)〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇〇番地、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、合計〇〇平米になります。

権利の内容は所有権の移転です。次に、隣の2ページをご覧ください。

申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請目的は、資材置場、置かれるものは中古自動車ですけれども、販売用の自動車を置く

場合は、駐車場ではなくて、資材置場扱いとなります。申請理由としましては、譲受人は、平成9年11月に会社を設立しまして、自動車の輸出入及び販売が主な営業種目となっております。現在、〇〇〇の〇〇〇の西側で、〇〇に近い辺りに結構広い中古車のオークション会場があるんですけども、そこに参加しております、その会場に車を置けることとなっておりますが、このたび新規事業としましてオンラインネット販売事業を開始するため、新たな中古自動車置場の確保が急務となったものでございます。先ほど申し上げました〇〇のオークション会場の車の置場にはオンラインネット販売用の自動車を置くことができないということで新たに探したものとなります。そこで自己所有地の隣の土地、今回の申請地が見つかりましたので、申請することに至ったものです。

資金調達計画としましては、土地購入費、外構・造成工事費としましてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、コンクリートブロック土留め及び鋼板塀を設置し、近隣に被害が生じない計画としております。また、雨水は砂利敷きで浸透式となっております。次に、場所の説明をいたします。

次第を1ページ開いて、3ページをご覧ください。八潮市役所〇側の出口を出ましたら、〇折して〇方向に向かいます。〇〇〇にぶつかったところで〇折しまして〇〇〇を〇〇します。そのまま進みまして、〇〇〇に突き当たるところで〇折しまして、さらに〇〇〇を〇〇していきますと、しばらくして〇〇〇に到達しますが、その〇〇〇を通り過ぎまして、100メートルほど走りました〇側が申請地となります。薄く影となって実線で囲んだ部分が今回の申請地となります。

ご覧のとおり接道しているところではないんですけども、その下の点線で囲まれた長方形の部分、ここが譲受人の現在の所有地でございます。隣の4ページの土地利用計画図と併せて見ていただきたいのですけれども、既に所有している長方形のところ、譲受人が所有している土地と倉庫のような建物がありまして、この倉庫の中を車のまま真っすぐ進みまして、今度の申請地のところに入る、そのような計画になっております。中古車の置場というのは盗難の心配があるところなんですけれども、今回このように都合よく、既に持っている土地、その入り口を開閉できますので、ちょうど都合がいい、そのような土地ということです。

1枚めくって、5ページ、申請地の写真を撮りに行ったのですけれども、接道してなくて、遠くからしか見られないところなので写真を撮れなかったもので、航空写真をコピーしてあります。これを見ると分かりやすいと思うのですけれども、点線で囲まれた現在の所有地が、長方形で白く点々で建物がありますけれども、これが現在持っている倉庫です。中に入ると、事務所と車両等が置かれおります。この中を通りまして申請地に向かう、そのような計画と

なっております。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきましてまして、地区担当の3番、大野ヒロ子委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○3番（大野ヒロ子委員） 先日事務局より依頼を受けまして、20日に調査に行ってみりました。現地はうちから近いところでありまして、いつも通っているところなんですけど、奥のほうにあるのでなかなか見ることがなかったんですけども、ふだんからその土地のところは見えないのですが、現場の北のほう、地図で言いますと左側のほうに土地と土地の間の畔道を通らないとよく見えないんですけども、そこを通過して、以前も確認をしたことがあったのですが、以前から草も生えることもなく、きれいに整備されて問題はないかと思われまます。補足説明についても特にありません。この建物ですが、建物があるので奥のほうは見えないのですが、扉があいているときにちょっとのぞくと建物の奥が空いているという状態なので、今後も建物の扉を開けて出入りをするんだなと理解しました。今大きな倉庫のような建物が現場の南側のほうには建っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と3番、大野委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

ちょっと質問したいんですけども、これは接道がなくても許可になるんですか。

○事務局 接道がなくても、前にもあったのですけれども、例えば隣地の人、今回は自分の土地なので問題ないんですけども、ほかの方の土地でも、そこを通らせてもらうことについての承諾書、その土地の所有者の方とそういう契約を結んでいることを証明できれば出入り可能だということで、許可の対象になります。

○議長 ほかにございますか。

どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

この奥の駐車場にこれからなると思うんですけども、そこに行くのは既存の建物の脇を通過して奥へ行くんですか。

○事務局 建物の中を通過していくことになります。

○13番（鈴木 隆委員） 中を通過して、ですね。

○事務局 申請者から提出された写真を見ますと、建物があつて、向かって右側半分が事務所

とか車が置いてあります。左半分にはそういったものは置いてなくて、真っすぐ走っていきけるようになっています。

○13番（鈴木 隆委員） 通路ですね。分かりました、ありがとうございます。

○議長 今写真を見ると、結構な広さがありそうですね。

○13番（鈴木 隆委員） ただスペース的には家の脇は通れないから、さっき大野委員が言ったけれども、中を通って行くんだなと思って、分かりました、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

○13番（鈴木 隆委員） それが通路になるわけだね。

○議長 そうですね。この倉庫みたいなものの幅は出てないですかね。

○3番（大野ヒロ子委員） あ、そうですね。

○13番（鈴木 隆委員） もう1回、ちょっといいですか。

○議長 どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） この申請地は、要は雑種地になりますよね。使えるようになって、その後にこの申請地の北側も少し畑があるから、うちのも買ってくれとなって、統合しちゃう形もありですか。

○事務局 その理由が認められれば、敷地拡張ということで可能です。なぜ面積を増やす必要があるか、そこを明確に示せば許可の対象にはなります。

○13番（鈴木 隆委員） 要するに商売替えをするのに拡大してしまったということではなくて、必要があり購入したいと言えば、雑種地になるわけですか。分かりました、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

置くのは車なので、周りに民家はありますけれども、車を置くだけなら、苦情は出ないのではないかという気はしますけれども、申請地のこの写真で左側、西側になるのか、この辺は作付されていなかったか。

○3番（大野ヒロ子委員） 今現在はそれほど。

○議長 以前案件が出て、〇〇〇さんの畑ですね。作ってないみたいな感じですね。

○3番（大野ヒロ子委員） 家庭菜園程度です。

○議長 家庭菜園程度……、ここは囲いもちゃんとするんですね。

○事務局 ブロックの鋼板塀で、そのような計画になっています。

○議長 よろしいですか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 それでは、ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について13件、報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届取消の件について1件、報告第5号 農地法第6条による農業生産法人の要件確認について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。6ページから13ページまでになります。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、転用等届受理報告は終わりいたします。また後で気がついたことがありましたら、最後のその他のときに質問してください。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、協議事項が1件、報告事項が3件ございます。

初めに、依頼事項1件目、農地パトロール実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1とお配りしたパトロールの報告書と各担当地区の地図をご用意ください。

毎年この時期に行っている農地パトロール、利用状況調査ということなのですが、先月お知らせしましたとおり、合同パトロールはコロナ禍で難しいだろうということで、昨年引き続き、個人個人で各担当地域を回っていただきたいと思います。

まず、資料1の農地パトロール実施要領等をご覧ください。そちらに沿って説明させていただきます。調査対象は、担当地区内の遊休農地となります。遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地のことを言いますので、作付の合間などでたまたま少し遊んでしまっているような農地とか、この先耕作がされるだろうと予想されるような農地は対象外となりますので、報告は不要です。特に周辺の農地に迷惑をかけているような、これは問題だなというような農地がありましたら、そういったものを優先的に報告していただきたいと思います。そのほかにも新たな不法投棄とか農地転用違反等があったら、併せて報告してください。また、接道もなく、立入りが困難なような場所は調査しなくても構いません。

次に、作業順序について説明いたします。お配りした担当地区の地図をご覧ください。地図に既に黒丸の白数字がついている方がいると思うんですけども、ついてない地区の方もいらっしゃると思います。これは黒丸の数字をつけたところは去年の指摘箇所となりますので、まずこの場所を確認していただいて、その場所が改善されていれば、地図にお配りした赤ペンで「○」、改善されていなければ「×」と地図に書き込んでいただいて、併せて報告書のほうにも黒丸の場所の住所が書いてありますので、その報告書にも「○」または「×」と現地の様子を記入してください。これが昨年指摘された場所についてです。

次に、2番目としまして、新たな遊休農地が確認されましたら、まず地図上に遊休農地の区画を赤ペンで囲んでいただきまして「×」と書いてください。「×」と書くとともに、通し番号を記入していただいて、報告書のほうに、その番号と「×」と現地の様子を記入してください。地番のほうがもし分かればということで、分からない方は結構ですので、指摘箇所は後で事務局のほうで全部回りますので、その際に正確な地番は事務局で確認しますので、分かる範囲で書いていただければ結構です。これを来月24日、来月の総会のときまでに、お忙しいところ恐縮ですが、提出していただきたいと思います。

この資料1の裏側をご覧ください。調査後、これは毎年のことなんですけれども、遊休農地と報告された農地は、事務局で現地確認後に取りまとめまして総会に諮った上で、農地所有者に対し「農地利用意向調査書」または「管理依頼文書」というのを11月末までに発出したいと思いますので、その後の業務もありますので、来月の総会までに提出していただきたいということです。以前は、利用意向調査書を出したところは、翌年以降もう出さなくていいという、そういった指導だったのですけれども、この辺が変わりまして、利用意向調査を出した土地について、翌年もまた遊休農地だったら、さらに利用意向調査を出すようにとい

う方針に変わりましたので、八・一調査のほうで意向を示されていれば、さらに確認するの
もちょっとくどくなるので、その場合は「管理依頼文書」という形で対応していく予定です。

下の「参考」と書いてある農地法抜粋で、なぜこういった「利用状況調査」をやるのかと
いう根拠になりますので、この辺は後で時間があるときに見ておいていただければと思いま
す。それでは、お忙しいところ申し訳ありませんが、次の総会までに提出ということによろ
しくお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局より農地パトロールの説明がございましたが、何かご質問はございま
すか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、皆さん、大変お忙しいとは思いますが、くれぐれも安全に注意さ
れてパトロールをされますようお願いいたします。

次に、協議事項、新・農業人フェアの開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

最初に2枚めくっていただいて、5月総会配布資料抜粋をご覧ください。

5月の総会のときに一度お話をさせていただいたんですけれども、農業委員会は毎年、事
務の実施状況ということでインターネットで公開することになっております。今年も総会で
皆さんに諮った上で公表しているところなんですけれども、この様式が変わりまして、来年
度からは違う様式になります。それでどんな形で公表するかというと、その一部なんですけ
れども、また1枚めくっていただいて、「参考」と書いてあるページをご覧ください。来年
から新しい様式で公表する中に、農業委員会の最適化活動の目標達成状況について公表しな
ければならないこととなります。どんな形で公表するかというのがその下の表1、この表1
に、4種類ありますけれども、来年度はこの4つの表のどれか当てはまるところをインター
ネットに公表しなければなりません。その際に、5点未満だと、目標に対して
期待を下回る結果となった、となってしまいますので、そうしますと、農業委員の仕事を全
然知らない人がこれだけ見ると、何もやってないのではないか、そういった目で見られるこ
とになるので、その辺はどこの農業委員会も思っていると思うんですけれども、何とか5点
以上にしなければなりません。その点数の計上がどうやってされるかというのが、
下の表2、この表2の点数の合計があるのですけれども、まず表2を見ていただきまして、
(1) 成果目標のところ、①農地の集積、②緑区分の遊休農地の解消、③新規参入の促進と
ありますけれども、こちらは90%以上上げるというのはこれは現実的にすごく難しいことだ
と思いますので、もう1点にならざるを得ない。(1)のところは3点です。下の(2)の
活動目標、活動強化月間、これは3か月以上ということで、今年度の後半に計画を用意して
います。こちらはまたこの先説明しますけれども、一番下の新規参入相談会への参加は、推

進委員等が1名以上参加した、うちの場合は推進委員がいないので、農業委員が1名以上参加した、これに1点つけられます。八潮あたりだと新規参入相談会を開催するというのが状況的に難しいところなんですけれども、このガイドラインですね、新規参入相談会というのは国とか県が主催する相談会とか、これから説明する新・農業人フェアとか、そういったところに1名でも参加すれば、1点をつけてよい、そういうガイドラインになっておりますので、どなたかに年に1回、参加していただければ、点数、実績となりますので、いい研修会のようなものはないかなと思っいろいろ探していたところ、見つかりましたのが新・農業人フェアです。

資料2をご覧ください。1枚めくって、ちょっと白黒で分かりづらいんですけども、新・農業人フェアというのが、来月、有楽町の国際フォーラムで行われます。7月にも同じものが行われていまして、皆さんにお勧めするのに、ちょっと事務局も知らないといけないので7月に私が行ってきました。そうしますと広い会場に全国からいろんなブースですね、新規就農者を募集するようところが数多く出ていまして、これから農業を始めたいという若い人とか、定年後農業をやりたい人とか、そういう人がたくさん集まっていまして、興味のあるブースに行行って話を聞く、そのような形式になっていました。

このブースのほかに、30分くらいの時間で、色々なセミナーが開催されていまして、自分のときも、たまたま行ったタイミングで、近くの流山で農業をやっている若い方の実体験みたいな話だったので、これを聞くのもいいなと思っ聞いてきました。実際に農業をされている人の実体験なので聞いていて興味深いものでした。そういう感じのものなので、ちょっと行くまでは電車で行ってもらおうので申し訳ないんですけども、行く時間も決まっないし、開催中に都合のいい時間に行っただいて、一通り見て、セミナーを聞かれるのもよいのではないかと思います。ということで、恐れ入りますが、どなたかこちらのフェアに行っただきたいと思っますので、行ける方を、1名でも、数名でもよろしいかと思っますけれども、決めていただきたいと思っます。よろしくお願ひいたします。

○議長 では、どなたか興味のある方、もしくは行っただける方、おりましたらお願ひしたいのですが、行ける方、できたら挙手で。

もしもないようでしたら、8月の羽生のリモート研修をここでやった以外の人、その中でお願ひしたいのですが、

○3番（大野ヒロ子委員） 私、行ってきます。

○議長 大野委員が行けるそうなので。

○3番（大野ヒロ子委員） あと、レポートを出さなければいけないのですか。

○議長 いや、その必要はありません。行っったとき、署名か何かするんですか。

○事務局 行く方には説明しますが、行っって、受付票を書くようになります。

○議長 皆さんで行ってもいいんじゃないでしょうか。昔そういうのがあった、私まだ1期目のときだったか、さいたま市のほうまでみんなで行ったことがありました。

ほかに行ける方はおりませんか。弁当代と費用弁償も支給されますので。

隣の農業就職・転職ライブ、こっちは駄目なの。

○事務局 そちらも出ていただいて大丈夫ですけども、こちらのほうがやっているところがメインというか、そちらだと、本当に就農したい人の相談がメインになるので。こちらのほうが行きやすいと思います。

○議長 ほかにいらっしゃらなければ、大野委員、代表でお願いしたいんですけども。

○3番（大野ヒロ子委員） 誰か行きませんか。

○議長 どなたか……、では、申し訳ないですけども、大野委員、代表で。

○事務局 では事前に受付をしたほうが、コロナ禍なので受付がスムーズにいくと思うので、事務局で大野委員の分として受付手続きを済ませて、また、別途説明をさせていただきます。

○議長 大野委員、忙しいとは思いますが、恐れ入りますが、よろしくお願いします。

次に、依頼事項2件目、農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 調査につきましては、本日までの回収率が約90%となっております。新型コロナウイルス感染症対策で郵送での提出をお願いいたしましたが、35名の方が未提出となっております。皆様の担当地区内の未提出分の調査票を本日手提げバッグのほうに入れました。可能な範囲で結構ですので、訪問していただきまして、インターホン越しですとか、感染予防に配慮した形で今回もご協力いただければと思います。今回調査用紙、返信用封筒も入っておりますので、直接その場で回収していただいても結構ですし、郵送で出していただくようお願いしてもよいです。今日は9月26日ですが、できれば今月いっぱい配布をしていただくと助かります。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの八・一調査の回収の依頼に関しての説明に何かご質問ありますか。

どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 4番、渋谷ですけども、未提出の方で老人ホームに入っていると聞いた人の分があるのですが、そういう方はどうでしょうか、娘さんがたまに来ているんですけども。

○事務局 娘さんとお会いできる可能性があるようであれば訪問してください。不可能そうであれば、ポストに入れてください。

○4番（渋谷 稔委員） 娘さんがたまにいるんですけども、実家に来ていることもあるので、前に行ったときはたまたまいたんです。今回行っていなかったら、ポストに入れておいたほうがいいの。

○事務局 そうですね、ポストに入れてください。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました。

○事務局 いろいろなご家庭に応じた形で対応していただければ。

○3番（大野ヒロ子委員） すみません、今見たら世帯主、あと経営主、やっていたと同じ方だったんですけれども、亡くなられて、弟さんがいらっしゃるのですけれども、ちょっとそういうことができないかなということ、お子さんがほかに別世帯でいたんですけれども、今戻っているかどうか確認ができてないのでありますけれども。

○事務局 そうですね、確認できる範囲で、1年たって何か状況が変わっているかもしれないので。

○3番（大野ヒロ子委員） そうですね、では。

○事務局 もう会えなかったから、そのままにしておいてください。

○3番（大野ヒロ子委員） はい、分かりました。

○議長 ほかにございますか。

私の場合は未回収の家って毎年もう決まっていて、取りあえず行くには行く、2回行って、居留守だったりとか、もしくは文句を言われたら、それでやめてそのままお返しする形をとっています。それでいいと思います。最悪、事務局が何とかしてくれるでしょう。

○事務局 会長が申されましたように、中には完全に拒否されるご家庭もあるので、そういう状況を伝えていただいたら、いろいろご家庭に応じた対応を取りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ということなので、そんな措置をとって大丈夫ですから、お願いします。

次に、報告事項1件目、令和4年秋の農作業安全確認運動の実施について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

現在、秋の農作業安全確認運動というのが全国的に実施されておまして、埼玉県より都市農業課長宛て、周知してくださいというお願ひがありましたので、それを受けましてお配りさせていただいたものとなります。

農林水産省のほうでは、農業機械作業に係る死亡者数、これは平成29年に211件ほど死亡者数があったそうなんですけれども、この211件から半減することを目標にしまして、令和2年から3年間を集中対策期間として対策を強化しているところであります。毎年春の3月から5月と秋の9月から10月を重点期間として運動しているそうです。

今回の重点推進テーマが「しめよう！シートベルト」ということで、資料を1枚めくっていただきますと細かく載っていますけれども、農業機械による交通事故ですが、こちらのほうはシートベルトをしているときとしてないときで大きく違ひまして、シートベルトを装着

してない場合と比べて、シートベルトをしていると8分の1に減るということなので、シートベルトをしましょう、これが今回の重点テーマということになっております。

皆さんも日頃より十分注意されているとは思いますが、重ねて注意を払われるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 次に、報告事項2件目、令和5年度県農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料5をご覧ください。

こちらは毎年やっていることなんですけれども、埼玉県農業会議で、農地利用最適化の推進施策に関する意見書を9月5日に県知事に提出しましたという報告になります。

こちらの意見書の提出に関しましては、八潮市農業委員会でも5月の総会に諮りまして、意見2つとも埼玉県農業会議のほうに届けたところなんですけれども、その辺も生かされて、含まれているのかなといったものが4ページからの農地の有効利用のための支援、こちらの農地法3条の改正のどこか、うちから発した意見もここで集約されているのかなと思いますので、結構今年は意見が数多く出されているなどと思われるところです。後でその辺読んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 次に、報告事項3件目、令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会動画のウェブ配信について事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料6をご覧ください。

今年8月22日に、八潮市農業委員会でも約半数の方に参加していただいた研修なんですけれども、こちらの農地利用最適化活動活性化研修会の動画がウェブ配信されますので、当日出席できなかった方も見てください、そういったお知らせになりますので、時間がありましたら、2枚目以降を参考に、インターネットに接続して見ていただければと思います。

参加された方もまた確認して見たいということであれば、同様によろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 最後のほうに、「後日、各農業委員会あてDVDの形で発送する予定です」と書いてありますけれども、これは別に農業委員さんの分というわけではないでしょう。

○事務局 1つだと思います。もしDVDで見たいという方がいらっしゃったら、事務局に。

○議長 もしDVDで見たいという方がありましたら、事務局のほうにお伝えください。

最後になりますが、次回の日程について事務局より説明がございます。

○事務局 今回は、令和4年10月24日月曜日になります。25日は会議室が使えなくなる関係

で、来月は24日月曜日に開催いたしますのでご注意ください。時間は午後2時からで、場所は今日と同じ市役所第2会議室で開催します。出席人数につきましては、この先の状況で判断しまして、また開催通知発送の際にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局より10月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたら、お願いいたします。ありませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 事務局で何か。

○事務局 それでは、事務局から何点か皆様にご報告いたします。

まず、1点は、先月の総会のときにご案内いたしました農業経営者支援給付金についてでございます。

50万円以上売上の方の農家の方に対しまして、規模によりまして給付金を支給するものでございまして、現時点で30件くらい申請があったところでございます。昨年度は86件の申請がありましたので、まだ申請してない方もいらっしゃると思います。委員の皆様はもちろん、ご近所の農家の方とか周辺の農家の方に周知いただければ助かりますので、申請漏れがないようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先月の総会のときもお話がございましたが、野菜泥棒の件ですけれども、実は先日9月の市議会で平成クラブの議員から、堤外の防犯対策について質問がございまして、本市の堤外周辺で不法投棄が、また、今年になってからは農作物の窃盗被害などが増えているとの話を伺っております。市として防犯対策を講じることについてどのようにお考えか伺いますという形で一般質問がございました。

まず、堤外では野菜の盗難があり、さらに、不法投棄の関係、それから、近年、新堤防を散歩している方もいらっしゃるということで総合的な防犯対策が必要ということもありますので、生活安全部のほうで答弁いたしました。その質問の後に、議員のほうから再質問ということで、改めて畑の防犯対策の取組について、こちらは都市農業課のほうにご質問がございました。こちらといたしましては、まず被害状況の聞き取りなど、確認をしたことや警察への届出の助言を行ったところです。あとその後も窃盗被害の情報が寄せられたため、市職員が公用車に乗り、堤外農地の中を、週2回程度、交代で夜の6時半から8時くらいまで定期的にパトロールしているところでございます。聞くところによりますと、堤外のほうでは何台か車が止めてあったり、この人どうなんだろうというような人を見かけたりするんですけども、抑止ということで回っているところでございます。

また、防犯パトロールを実施している旨の記載されたのぼり旗の設置は今までしていたん

ですけれども、やはり回ってみますと、提外は風が強くてのぼり旗がすごいばたばた揺らいでよく字が見えないということと、それから、余りにも風が強いのですぐ駄目になってしまうということがよく分かりまして、直せる範囲では直しているんですけれども、やはりのぼり旗は提外ではきついのかなということが皆さんのご意見どおり分かったところでございます。

農業委員会や農業団体などを通じた注意喚起や、市ホームページでも注意喚起の記事を掲載するなどの対応をしてきましたということ、それから、防犯担当と連携して、警察によるパトロールの強化なども要請し、随時パトロールが行われているところでございます。

今後、農業団体さんをご相談しながら、簡易な防犯カメラやセンサーライトなど、畑に向かって照らすなど、そういったものの購入も検討し、また、警告看板を複数設置しようと思っておりますので、60センチの45センチぐらいの大きいアクリル板の看板を作りたいと思います。

いずれにしましても、広範囲にわたる農地を、夜間を含めて窃盗被害から守るためには各農家の対策はもとより、農業者団体などのほか、近隣住民の方々の協力など地域ぐるみでの取組が必要であると考えております。特に不法投棄、窃盗被害といった犯罪等につきましては警察との連携も必要不可欠であると考えておまして、庁内関係部署との連携に必要な取組も進めてまいりたいと考えておりますと、答弁はさせていただいたところでございます。

今後ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思っております。

皆さん、協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、閉会のことばを小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、ご多用な中を、八潮市農業委員会9月総会にご出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

今日の農業新聞を見ておりましたら、皆様も御存じの方もいらっしゃると思いますが、〇〇さん、〇〇県〇〇〇のオーガニックの神様と言われるような人でございます。この方が亡くなりました。この中にも行ったことがあるかと思えます。もう10年くらい前になると思うんですけども、その年数はちょっと分からないんですけども、農業団体の研修で〇〇〇のほうに行ってその〇〇さんの農場を視察させていただき、そして奥さんがやっていた食堂で、有機肥料で飼育した鶏卵、卵かけ御飯、これを昼食にいただいたという記憶がまだございます。〇〇〇というのは〇〇さんの影響でオーガニック農業が大々的に行われているところでございます。〇〇さんそのものは講演とかで忙しくて、なかなか家にいなかったようでございまして、研修生が対応してくれたのでございます。それから、「みどりの戦略」ということが政府の主導で行われるわけでございますけれども、その矢先に〇〇さんを亡くしてしまったというのは大変残念なことでございます。余計なことでございますけれども……

以上をもちまして八潮市農業委員会9月総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。それでは、これにて散会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午後3時15分